

庄内小学校いじめ防止基本方針

令和5年

鈴鹿市立庄内小学校

I いじめについての基本的な考え方

(1)はじめに

本校では、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づいて、「いじめの防止」等の推進ならびに「重大事態」等に対処するため、今まで学校が重点的に取り組んでいることや、今後大切にしていく取り組みについてまとめました。

また、「いじめが起こった場合のフロー図」を作成し、予防・早期発見の徹底と発生時の対応について具体的に示しました。

(2)いじめの認識

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

◆個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

II 学校いじめ防止のための組織

「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

(1)目的 学校におけるいじめ防止のための組織として位置づけます。(法第22条)

(2)委員の構成

【学校教職員等】管理職，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，養護教諭等，
複数の教職員

【教職員等以外】スクールカウンセラー等

その他，学校長が必要と認める者

(3)会議の開催

年間2回程度（5月，11月）但し，学校長が必要と認めた時は随時開催する。

(4)会議の内容

役割・機能

- ・学校基本方針に規定する取組みの実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正等。

- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等。
- ・いじめの事実関係の調査，児童生徒への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携等。
- ・重大事態が発生した際の，情報収集や事実の調査。

Ⅲ 学校でのいじめ防止のための対策

学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い，日常적으로お互いの個性や様々な違いを認め合い，いじめを許さず，いじめを見抜く人権感覚を持った児童生徒の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

学級活動や児童会活動などにおいては，いじめの問題について取り上げ，教職員の適切な指導助言を通じて，児童がお互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にす取組の充実に努め，児童の発達段階に応じた主体的な取組を系統的に行います。

その際，いじめの態様には，言葉によるものや暴力によるもの，また無視や嫌がらせ等とともに SNS 等への匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みやオンラインゲームなどによるトラブルといった，潜在化した形でのいじめへの対策にも取り組んでいきます。

また，いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し，表面的な指導や対応にとどまることなく，ストレス等それらに適切に対処できる力を育むとともに全ての児童の自己肯定感，自己有用感，充実感を高め，社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

さらに，教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，教職員と児童との信頼関係の構築を図ります。また，いじめは児童だけの問題ではなく，社会が抱える様々な問題や大人の姿勢，家庭におけるしつけなども影響していることにも目を向け，いじめの問題への取組の重要性について，家庭，地域，関係機関などと連携した地域ぐるみの取組が推進されるよう普及啓発に取り組みます。

(1) 未然防止に向けて

① 学校経営における位置づけ

- ・道徳をはじめとした全ての教育活動を通じて児童の社会性，規範意識，思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力，思考力，判断力，表現力などを育み，生きる力を培う学校教育活動の充実に努めます。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ・特別活動を通じて，自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに，よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。

- ・教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育所園と小学校，小学校と中学校との連携を図り，途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・学校支援ボランティアの活用を促進し，地域の協力を得た体験学習などを通じて，児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

②教職員等を対象とした取組

- ・担任等，教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め，人権感覚を高めるため，計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付けます。
- ・日頃から，児童生徒と積極的に向き合い，日々の生活ノートや定期的なアンケート調査，学習者用端末の活用に加え，教育相談の実施等により，児童が示す変化や危険信号を見逃さず，児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

③児童を対象とした取組

- ・人権フォーラムなど，人権について学んだり，話し合ったりする場を設定し，いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ・児童が，ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加，活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・児童会を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど，児童が主体的な担い手となる取組を推進します。
- ・児童のインターネット上のいじめの防止については，携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め，インターネットを利用するためのスキルを向上し，情報モラル教育を推進します。

(2) 早期発見及びいじめへの対処に向けて

①早期発見に向けた取組

- ・毎学期当初を基準として，年間3回の「いじめについてのアンケート調査」を実施し，その結果を教育相談につなげる等，いじめの早期対応に向けた生徒指導体制や教育相談体制の充実に努めます。

②初期対応での取組

- ・いじめの相談を受けた場合には，迅速に対応するとともに必要に応じて関係機関と連携し，問題の原因解明を行います。
- ・学校教職員が，緊密な情報交換や共通理解を図り，組織的で迅速ないじめの問題への対処に努めます。
- ・携帯電話やインターネットの掲示板等への問題のある書き込みについての相談を受けた場合は，関係機関とも連携し迅速に削除するなどの対策や，再発防止に向

けた情報モラル教育を行います。

③児童生徒への指導や支援

- ・児童の教育相談体制の充実にあたっては、市子ども家庭支援課の臨床心理士や三重県教育委員会のスクールソーシャルワーカーとの連携を行います。
- ・いじめられた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に向けた支援を行うとともに、市子ども家庭支援課の臨床心理士など心理や福祉等の専門家の協力を得、いじめられた児童の心のケアを支援します。
- ・いじめたとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるための教育的指導を行います。

④組織的な対応

- ・いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に原則としてその日のうちに報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。
- ・いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。
「情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認 → 事実関係の把握
→ 対応方針の決定及び保護者への連絡 → 指導及び心のケア
→ 再発防止策の検討及び実践」
- ・いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。
- ・いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

⑤学校でのいじめの相談

学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実に努めます。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。

さらに、児童生徒の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

(3)取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

市の基本方針で定められた対策等の取組状況等については、定期的開催する鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会に報告するとともに、毎年度教育委員会による教育委員会活動の点検・評価でも検証し、その取組状況については、公表するものとします。

各学校では、学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込むとともに学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努めます。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

法第28条

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対応

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。

また、市教育委員会が児童生徒や保護者及び地域住民等から直接重大事態の発生に関する情報を得た場合や、学校から報告したいじめが重大事態と認められた場合には、市教育委員会の指示を受け、遅滞なく事実の確認等をし、報告を行います。

(3) 市教育委員会等との連携及び調査

学校市又は教育委員会は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議を調査を行うための組織の母体とします。その際には、市教育委員会より必要な指導・助言を受けます。

市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加します。

また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、学校又は市教育委員会は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策連絡会議等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

V いじめが起こった場合のフロー図

